

台北駐日経済文化代表処 募集要項

【募集する職種及び人員】	運転手 正式採用1名・予備採用2名（予定）
【応募資格】	<ol style="list-style-type: none">1. 中華民国国籍または日本国籍の者（日本国籍でない方は、日本における長期居留資格を有し、留学ビザまたは更新が必要な就労ビザでないこと）。男女不問。2. 日本における運転免許を取得して2年以上経ち、かつ日本の道路での運転技術に優れた者。大型自動車免許あれば尚可。3. 専門学校卒業以上、中国語または日本語でコミュニケーションがとれること。残業可能であること。4. 過去に不良な記録が無いこと。
【採用方法】	<ol style="list-style-type: none">1. 第一段階：書類審査（通過者のみ第二段階に進みます）。2. 第二段階：筆記試験、面接、実務試験（道路運転実技）。
【仕事内容】	当代表処の運転業務及びオフィス業務（各種事務連絡、文書作成等を含む）。
【待遇】	中華民国外交部の定める給与体系などに基づいて給与を支給致します。
【応募方法】	<ol style="list-style-type: none">1. 履歴書1部（A4用紙に中国語または日本語で、氏名・年齢・国籍・学歴・職歴・日本の運転免許の有無と運転経験・住所・電話番号を明記し、4cm X 5cm 顔写真2枚を貼付してください）。2. 中国語または日本語での自己PR文1部（A4用紙500字以内）。3. 旅券及び在留カードのコピー（日本国籍の者は在留カードのコピーは不要）、住民票（世帯全員記載）。4. 最終学歴証明（卒業証書）と日本の運転免許証のコピー。5. 以上の書類を 2024年7月5日までに（〒108-0071 東京都港区白金台5-20-2 台北駐日経済文化代表処人事室）まで書留で郵送してください。上記期日を過ぎた場合受付致しません。尚、提出された履歴書等は返却しませんので予めご了承ください。
【試用期間及び雇用期間】	採用者は秘密保持誓約書に署名の上、試用期間3ヶ月～6ヶ月、期間満了時に合格すれば、1年間の契約となり、満了時に勤務態度が良好であれば引き続き契約を更新します。
【注意事項】	<ol style="list-style-type: none">1. 書類審査通過者には電話にて次の筆記試験、面接及び実務試験の場所・日時を通知します。尚、書類審査未通過者には通知は致しません。2. 正式採用者の出勤開始日は、改めて通知します。予備採用者は正式採用者が勤務できなかつた場合、試験日か

	<p>ら3カ月以内に当代表処より順次繰り上げ採用の通知を致します。</p> <p>3. 問い合わせ先：03-3280-7804 人事室</p>
【採用者の出勤開始 予定日】	2024年7月